

覚書

日本興業會社爭議は左記各項に依り圓滿に解決した。

一、爭議團は八月八日限り之を解決す事。

二、會社に爭議團解散後於て既に解雇の通知を發したる者の中に付會社銓衡に依り之を採用し従來の勤続日数を通算すること。

三、會社に前項銓衡に洩れたる者(参百五拾名)に對し總額金三萬圓を各勤続日数及賃金を標準とし解雇手当として支給す事。

以上

大正十五年八月八日

調停者

漆田 敬一郎
渡辺 素吉
鈴木 幸作

附記

以上三項の外會社に不件解決後左の三項を實行すことと聲明せし

一、會社は其銓衡に依り採用したる者として困難ある事情ある者に對し入社後に於て最善の方法に依り救済手段を講ずること。

二、會社に將來従業員の欲員を生じたる場合に於て其銓衡に依り解雇者を採用すこと。

三、會社は爭議の經過に鑑み爭議に突し訴追を受けたる者の家族及負傷者等に對し金八千圓を給與す事。

一〇 残された問題

會社に多議解決後の復職者(八月十五日現在二百五十六名)に對しては勿論解決前の復職者(四百十五名)に對しては評議會脱退の誓約書を徴し一面是等復職者相互間及び新規採用者との融和と専念努力力一又覺書附記事項第一による復職者中生計困難ある者に對しては「職工救済會」による暫定的な関を設け會社無利息にて資金を融通し之れを爭議前の各職工の平均実